

令和 6 年度静岡市障害福祉サービス事業者等指導方針

令和 6 年度の障害福祉サービス事業者等（以下「事業者等」という。）に対する指導の重点並びに主眼事項及び着眼点を、次のように定める。

1 基本的な考え

事業者等の指導に当たっては、よりよい障害福祉サービス等の実現に向けて事業者等の育成及び支援を行うことを主眼とする。

具体的には、事業者等が遵守すべき基準がいかなる法令等により定められているのか、法律、条例、規則、報酬算定告示、解釈通知、Q & A 等の構成について十分に理解されるよう指導するとともに、基準について疑義が生じた際にはこれら法令等に立ち戻って検討すべきことを指導する。

2 指導の重点

(1) 安全計画の策定について

障害児の安全の確保を図るため、安全計画の策定、訓練の実施、内容の周知等が実施されているか確認、助言、指導をする。（令和 6 年 3 月末で、安全計画の策定等の経過措置（努力義務期間）が終了。）

【着眼点】

- ・安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じているか。
- ・安全計画の内容について、従業者に周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。
- ・保護者に対し安全計画に基づく取り組みの内容等について周知しているか。
- ・定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。

(2) 自動車を運行する場合の所在の確認について

児童の送迎時等に自動車を利用する場合、児童の所在確認と車両への安全装置の実施が実施されているか、確認、助言、指導をする。（令和 6 年 3 月末で、安全装置が未設置の場合、その他の確認方法で児童の所在を確認することが認められる経過措置（努力義務期間）が終了。）

【着眼点】

- ・障害児の移動等のため自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しているか。
- ・障害児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車に安全装置を備え、障害児の所在を確認しているか。

(3) 利用者負担額その他の費用（以下「利用料等」という。）の受領

事業者等の利用料等の受領については、人員、設備及び運営に関する基準等でその取扱いが定められているが、介護給付費等支給対象のサービスと明確に区分されにくい「あいまいな名目による費用の受領」が行われると、制度に対する信頼を失うこととなるので、適切な利用料等の受領が行われるよう指導を徹底する。

【着眼点】

- ・対象となる便宜又はその額は、運営規程に定められ、重要事項として見やすい場所に掲示されているか。
- ・受領する際は、対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われているか。
- ・受領について利用者又は家族に事前に十分な説明を行い、その同意を得ているか。
- ・利用者負担額について、収入及び支出の記録をするとともに、適切な会計処理を行っているか。
- ・利用者負担額について、余剰金が発生した場合は利用者に返還しているか。
- ・補足給付を行っている施設は、給付の見直しに対応した料金設定をしているか。

(4) 非常災害対策（地震・津波・水害・火災等）

事業者等は、入居者の多くが自力避難困難者であることから、施設の災害対策の強化に努めるよう、次の項目について確認、助言、指導をする。

【着眼点】

- ・火災発生の未然防止、発生時の通報体制、初期消火対策、避難対策は適切に定められているか。
- ・定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施しているか。また、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。
- ・保護者、近隣施設、消防機関等との連携協力体制は確保されているか。
- ・落下物、倒壊物対策は適切に実施されているか。
- ・警報等発令時等の連絡体制及び対応方法について、明確に規定されているか。
- ・災害発生時に被害の有無を市町村へ報告する体制や、地域と連携体制を確保するなどの対策を講じるとともに、これを従業者及び利用者、保護者等関係者に周知されているか。

特に児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター）においては、避難及び消火に対する訓練を月1回以上実施しているか。

- ・洪水想定浸水区域及び土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域及び津波災害警戒区域に含まれる施設は、避難確保計画を作成し、障害者支援推進課に提出しているか。

※各施設が該当するかについては、静岡市 HP「静岡市防災情報マップ」にて確認すること。

（５）障害福祉サービス等情報公表制度について

利用者等が、利用者の障害特性に合った事業者を比較、検討し、利用者等による適切な評価が行われ、より良い事業者が適切に選択されることが望ましいことから、各事業者の情報が利用者等に公平に提供される環境整備を図るため、事業者等は障害者総合支援法第 76 条の 3 に規定する情報公表対象サービス等情報及び児童福祉法第 33 条の 18 第 1 項に規定する情報公表対象支援等情報について障害福祉サービス等情報公表制度（WAMNET）を通じて、指定権者へ報告又は年 1 回の更新が実施されているか確認、助言、指導をする。

（６）障害者支援施設及び共同生活援助事業所における地域との連携等について

居住サービスでは運営が閉鎖的になるおそれがあることから、令和 6 年度報酬改定により、外部の目を定期的に入れて事業運営の透明性を確保するため、地域連携推進会議を設置し、定期的を開催することなどが、障害者支援施設及び共同生活援助事業所に義務化された。（令和 6 年度は経過措置期間のため、令和 7 年度から正式に義務化）

令和 7 年度以降も運営基準を満たした適切な事業運営がなされるよう、次の項目について、確認、助言をする。

【着眼点（報酬改定による変更内容）】

- ・事業者は、利用者及びその家族、地域住民の代表者、知見を有する者並びに市町村の担当者等によって構成される地域連携推進会議（テレビ電話装置等の活用可）を設置しているか。
- ・事業者は、地域連携推進会議において、おおむね 1 年に 1 回以上、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望や助言等を聴く機会を設けているか。
- ・事業者は、地域連携推進会議における報告内容及び要望や助言等についての記録を作成し、それを公表しているか。
- ・事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね 1 年に 1 回以上、当該地域連携推進会議の構成員が事業所を見学する機会を設けているか。
- ・なお、地域連携推進会議の設置等に代えて、外部の者による評価及び当該評価の実施状況について公表等の措置を実施する場合には、前 4 項は適用しない、

（７）衛生管理等について

事業者は利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、適切な衛生管理が行われるよう助言、指導をする。

【着眼点】

- ・事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。
- ・事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。
- ・従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施しているか。
- ・第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めているか。
(施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設)
- ・協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っているか。(施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設)

(8) 虐待防止の取組

障害者虐待防止の更なる推進のため、職員への研修実施や職員による障害者虐待防止等のための措置に加え、虐待防止委員会の設置が義務付けられたため、事業者等の虐待防止の取り組みについて確認、助言、指導をする。

【着眼点】

- ・虐待防止体制（虐待防止責任者の選任、研修の実施、虐待防止委員会の設置等）を運営規程に規定しているか。
- ・事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。
- ・事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。
- ・前記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。
- ・虐待の疑いがある場合に、速やかに障害者支援推進課に報告するとともに、事業所において適切な対応ができる体制となっているか。
- ・虐待が起きてしまった場合に、事業所内部での迅速な確認及び勤務体制の的確な見直しや業務の指導ができる体制となっているか。

(9) 人員に関する基準及び勤務体制の確保

障害福祉サービス事業所に配置しなければならない職員については、市条例に定められているが、基準数を下回っていないか、また、資格を有する者の配置が必要なのに関わらず、無資格者によるサービスが行われていることがないか等、適切な職員によるサービスの提供が行われるよう指導を徹底する。

【着眼点】

- ・人員基準を満たす職員配置及び勤務体制が整っているか。
- ・指定基準や報酬告示により、有資格者によるサービス提供が義務付けられている場合、資格要件を満たし、適切な支援が行われているか。
- ・サービス管理責任者や児童発達管理責任者は資格要件を満たし、職務上の役割を果たしているか。
- ・従業者の勤務状況を明確に示す資料・記録を作成・保管しているか。
- ・事業所内における複数の職務の兼務や多機能型で複数のサービスを兼務している従業者について、それぞれの職務やサービスに従事した時間が勤務予定表や出勤簿等の書類上で明確になっているか。
- ・経過措置又はみなしによる従業者等の配置が認められる猶予期間の終了後においても、本来の基準を満たさない従業者を継続して配置していないか。

(10) 介護給付費等の算定及び取扱い

介護給付費等の算定に関し、制度の信頼確保及び利用者保護の観点に立ち、根拠に基づいた適正な請求が行われるよう指導を徹底する。

また、介護給付費等の請求の計算基礎となるサービスの提供の記録について、整備不足等が見られるため、サービスを提供した際、当該サービスの提供日、具体的な支援内容、その他必要な事項を、サービスの提供の都度、記録し保管するよう指導を徹底する。

【着眼点】

- ・利用者及び事業者等が、その時点での契約支給量の残量やサービスの利用状況を把握できるようにするため、サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的な支援内容、実績時間数、利用者負担額等の必要な事項を記録しているか。
 - ・サービス提供実績記録票が適正に作成されているか。また、請求データと整合性がとれているか。
 - ・諸加算の請求を行うにあたり、その根拠となる記録の作成及び保管を行っているか。
 - ・計画相談支援において、作成された計画について、利用者の同意を得たうえで、報酬請求をしているか。
 - ・利用者への請求に関して、給付を受けているサービスと自費サービス等の区別がされているか。
 - ・加算等の請求に当たり、報酬告示に定められた要件を満たしているか。
 - ・事業者等は、毎月の報酬請求において、誤りや不備がないことを確認しているか。
 - ・人員欠如や定員超過にならないよう人員配置及び利用者管理をしているか。
- *減算の対象となるか否かにかかわらず、市から指定を受けている人員配置や定員は厳守すること。
- ・障害児通所支援において、基本報酬における時間区分及び延長支援加算に係る、個々の障害児毎の支援に要する時間が個別支援計画に定められているか。

(11) 個別支援計画及びサービス等利用計画の作成・共有

事業者等が個別支援計画を作成するに当たっては、利用者及び家族の希望、利用者について把握

された解決すべき課題等に基づき、サービスの提供に関係する従業者で協議することとなっている。個人毎の具体的な個別支援計画が作成されていない事例や、特定の職員が作成し関係する従業者間での協議が十分行われていない事例等がないかどうか等を確認し、サービスの質の確保及び利用者保護の観点に立ち、適切な個別支援計画が作成されるよう指導を徹底する。

事業者等がサービス等利用計画を作成するに当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしなければならない。アセスメントからサービス等利用計画作成までの手順や利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮できているか等を確認し、適切なサービス等利用計画が作成されるよう指導を徹底する。

【着眼点】

- ・ 個別支援計画の作成及びモニタリングは基準に基づき、適切に行われているか。
- ・ サービス担当者会議及び個別支援会議（個別支援計画策定会議）に、原則として、障害者本人が参加しているか。（障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 以外）
- ・ 解決すべき問題を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する従業者の氏名、従業者が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにしているか。
- ・ 個別支援計画の内容は関係する従業者間で協議されているか。
- ・ 個別支援計画を本人又は家族に説明し、その同意の署名を得ているか。
- ・ 障害児通所支援の個別支援計画において、インクルージョン推進の具体的な取組等を位置づけているか。
- ・ 障害児通所支援の個別支援計画において、心身の健康等に関する5領域とのつながりを明確化しているか。
- ・ 作成した個別支援計画を相談支援事業所にも交付しているか。（短期入所、計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 以外）
- ・ 個別支援計画の見直しは、少なくとも次の期間に1回以上行っているか。

3ヶ月に1回以上	自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、自立生活援助
----------	-------------------------------------

6 か月に 1 回以上	療養介護、生活介護、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、共同生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児入所施設
必要に応じた見直しを実施	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、地域移行支援、地域定着支援

(12) 身体拘束の適正化の推進

身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は虐待につながる恐れがあり、慎重な取扱いが必要となるため、新たに指針の整備や研修の実施、委員会の設置等が義務付けられた。次の事項について、確認、助言、指導をする。

【着眼点】

- ・サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行っていないか。
- ・やむを得ず身体拘束等を行う場合、3 原則（切迫性、非代替性、一時性）の要件への適合状況を慎重に検討したうえで行っているか。
- ・やむを得ず身体拘束等を行う場合、組織としての慎重な検討・決定の実施を行う体制を構築しているか。
- ・やむを得ず身体拘束等を行う可能性がある場合、個別支援計画への位置づけ等による利用者・家族への説明及び同意をとっているか。
- ・やむを得ず身体的拘束等を行った場合、身体拘束等に関して、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由の記録を行っているか。
- ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。
- ・身体拘束等の適正化のための指針を整備し、身体拘束等に係る従業者に対する研修の実施をしているか。

(13) 業務継続計画の策定について

災害や感染症のまん延により、サービス提供の維持が困難となった場合であっても、サービス提供を継続的に実施するための取組について、新たに指針の整備、訓練の実施、「業務継続計画（BCP）」の策定が義務付けられた。次の項目について、確認、助言、指導をする。

【着眼点】

- ・業務継続計画を作成し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。
- ・停電、断水、ガス停止、通信が止まるなどの想定がされているか。
- ・物資の備蓄状況の点検がされているか。
- ・「業務継続計画（BCP）」の内容について、従業員に周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。次の項目について、確認、助言、指導をする。

（14）業務管理体制届出の提出について

事業者等は、利用者の人格を尊重するとともに、障害者総合支援法、児童福祉法又はこれらの法律に基づく命令を遵守し、利用者のため忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるように、業務管理体制を整備しなければならない。

市を監督庁とする事業者等に対して、実地指導とともに業務管理体制の一般検査を実施し、法令遵守責任者の具体的な業務内容や事業所等・従業員への法令遵守意識を高める取組みを確認するとともに、未届けの事業者に対しては、速やかに届け出るよう指導する。

3 主眼事項及び着眼点

その他、「主眼事項及び着眼点」については、サービスごと定め、静岡市ホームページに掲載する。